

各委員からの意見

各委員からの意見

No	ページ	章・項目	各委員からの意見	対応(案)
1	14	<p>県内水道の課題 (3)合理的な施設の整備・更新 合理的な施設の更新・再構築 L3~</p>	<p>「給水人口の動向と都市計画における市街地のコンパクト化の動きを踏まえつつ、施設能力の縮小と施設の統合・集約化を適切に図り、計画的に合理的な施設整備を行うことが課題と言えます。」との記述箇所は、計画的かつ合理的な施設の整備と更新に修正するとともに、アセットマネジメントの視点を明確にしておく必要がある。 については、以下のとおり修正する。</p> <p>「また、こうした中で将来に責任を有する水道事業体として事業を維持していくためには、今後は水道施設を適切に維持管理して延命を図りつつ更新時期を計画的に調整していく必要やダウンサイジングを含む合理的な施設更新をする必要があります。水道資産の適切な維持管理による更新費用の平準化を図るとともに、給水人口の動向と都市計画における市街地のコンパクト化の動きを踏まえつつ、施設能力の縮小と施設の統合・集約化を適切に図り、計画的にかつ合理的な施設の整備・更新を行うことが課題と言えます。」</p>	左のとおり修正。
2	19 20	<p>県内水道の課題 (4)経営健全化の促進 経営改善による財政基盤の強化</p>	<p>グラフ9、10については、経常的経費と投資的経費の別が明確になるよう各費用の並び順を改める必要がある。 については、以下のとおり修正する。</p> <p>グラフ - 9、グラフ - 10を修正。(別紙1、2)</p>	左のとおり修正。
3	25	<p>県内水道の目指すべき方向 (1)これまでの県内水道の歩み L17~</p>	<p>房総導水路の送水量を明記する必要がある。 また、千葉県は水資源の確保が困難な地域で、そのため多大な費用負担が必要であった。特に九十九里地域や南房総地域は水資源確保に大規模施設が必要であったため、現在も投資的経費の負担が重くなっていることを明記する必要がある。 については、以下のとおり修正する。</p> <p>「特に九十九里地域、南房総地域は利根川から取水した水を房総導水路及び南房総導水路を用いて長距離にわたって導水しています。これらの導水路によって毎秒4.9m³の水を確保することができ、利根川の水は、管路を伝わって約480.190kmを運ばれ、遠く館山市房総半島の南端まで至っています。 こうして千葉県内の水道においては、利根川水系を中心に水資源開発に参画し、その水を県内各地域に届けるのに必要な導・送水管や施設を整備し、県民生活や経済社会活動に必要な水を確保してきました。前述の急激な水需要の伸びに対して長期間を要する水資源開発が追いつかない状況が長く続き、暫定水利権を取得して必要な水量をかるうじて確保してきました。 この結果、これまで幾度も湯水に見舞われながらも、何とか必要な水を安定して供給することができましたが、その反面、こうした広域的な水源の担保に必要な社会資本の整備には、特に千葉県は後発の参画であったことや地理的・地形的に不利であったこと等から、多額の費用負担を必要としてきました。地方債等で賄った必要な投資資金を、その投資の恩恵を受ける後世代からの料金収入等を原資に償還することから、広域的な水資源の担保に必要な費用を、水道に必要なコストとして長きにわたって負担しなければなりません。 先に見たように、千葉県全体としても、こうした水資源の確保に厳しい土地であることを反映して、高額な投資的経費等が原因となって全国に比べても高いコスト(給水原価)となっています。また、県内を見ても、県内の各地域で広域的に水道を整備した時期や地理的な条件等も異なることから、地域による差も大きくなっています。水資源の確保に大規模な施設が必要であった九十九里地域や南房総地域等においては、投資的経費等の負担は重くなっています。こうして千葉県の水道事業体は、高額な投資的経費等により厳しい経営を強いられてきました。 なお、都市部を中心とする……」</p>	左のとおり修正。

各委員からの意見

No	ページ	章・項目	各委員からの意見	対応(案)
4	25	同上	水源確保が困難で利根川水系の暫定水利権に依存せざるを得ず、負担が重い状況が理解できる資料が必要である。 については、以下のとおり修正する。 P 2 5 の次にグラフ【費用に占める投資的経費の割合】及びグラフ【水道の水源別取水量】を挿入。(別紙 3、4)	左のとおり修正。
5	27	(3) 今後の目指すべき方向 L22~	PI 等の情報を積極的に公開する一方、住民の意見を取り込むことも積極的に行う必要がある。(一方通行にならないように) については、以下のとおり修正する。 「……地域水道ビジョンの策定を進めることが重要です。また、水利用者である住民等の意見が事業運営に反映されるように努めることも重要です。」	左のとおり修正。
6	34	これからの県内水道組織 2. 現行組織の問題点 L13~	千葉県は水資源を確保するのに不利な地域であり、急増する水需要に対応するために、苦労して水資源開発に参画してきたことにより、投資的経費が高額となり給水原価を引き上げ、地域差が生じていることを明記する必要がある。 については、以下のとおり修正する。 「 <u>エ 経営環境の地域差について</u> 千葉県は水資源の担保に不利であることから、県民生活等に必要な水を安定的に供給しようとする努力の結果、広域的な水資源開発や導・送水等の施設整備に要する費用の負担が全国的に見ても大きく、かつ、県内での地域差が見られます。現在の県内の水道を見ると、大きく水道用水供給事業等の単位で8つの地域に細かく分かれており、それぞれの地域での広域的な水資源の確保における時期や地理的条件の違いから費用負担が地域ごとに異なり、県内でも経営環境に大きな地域差が見られます。」	左のとおり修正。
7	35 36	これからの県内水道組織 3. これからの県内の水道組織 L33~	最終的な水の供給責任は行政側にあり、その安定供給をいかに担保するかが前提条件の一つであることを明記する必要がある。 については、以下のとおり修正する。 「高い技術力を持った民間事業者が存在するかどうか、またその民間事業者の能力を客観的に行政側が評価できるかどうか、最終的な供給保証責任は行政側に残るため責任ある安定供給を担保できるかどうか、ということ等が前提条件となるため、現時点では、特に大規模かつ包括的な民間活用については慎重な議論が必要です。」	左のとおり修正。
8	40	これからの県内水道組織 4 統合・広域化 (2)検討すべき論点 統合効果の発揮について L22 ~	統合効果とは何に対して効果があるのか明確にしてよいのではないかと。また、効果がない場合でもこのような対策により効果が期待できると記述してみてもどうか。 については、以下のとおり修正する。 「なお、水道用水供給事業の統合の場合であっても、末端給水事業の広域化を併せて実施しなければ、広域的な災害対策や水資源の融通等の効果は期待できませんが、財政基盤の強化や組織規模の確保、水質職員の専門性の向上等については効果が統合・広域化の効果は十分には表れない期待できないと考えられます。」	左のとおり修正。
9	40	同上 L15~	ここでは、用水供給事業の水平統合、用水供給事業と受水事業の垂直統合、県内水道一元化、という3パターンが取り上げられているが、末端給水事業の水平統合については触れられていない。補足する必要がある。	No8により修正しました。

各委員からの意見

No	ページ	章・項目	各委員からの意見	対応(案)
10	42	これからの県内水道組織 4 統合・広域化 (2)検討すべき論点 県営水道について L18～	「市町村が参画するにあたっては、県営を維持しつつ市町村に経営参画する機会を設けるとともに財政負担を求める方法、県・市町村で構成する企業団又は地方独立行政法人により運営する方法等の様々な方法について、県・市町村の役割の明確化や運営の効率性の観点から検討する必要があります。」と記述されているが、「県営を維持しつつ市町村に経営参画する機会を設けるとともに財政負担を求める方法」について、どのような法的根拠によって説明するのが問われる。たとえば経営参加や財政負担について、具体的に法的に位置づけることが重要である。	今後の検討の中でつめていきたい。
11	43	同上 水道料金について L12～	料金を上げる意味についての記述が必要である。(水道サービスを維持するには施設更新費用も料金に含む必要があるし、住民への説明も必要。) については、以下のとおり修正する。 「統合・広域化により伴い、水道料金が統一・平準化された場合には、一部地域で水道料金(水道用水供給事業の水平統合の場合にあっては受水料金)が上昇する可能性が懸念されます。その一方で、統合の効果として効率化による料金の上昇の抑制も見込まれると考えられます。統合・広域化により効率化が図られることで、そうした地域や全体での料金上昇が抑制されるだけでなく、更なる効率化により水道料金の引き下げの効果を県民等の水利用者全体で享受できる可能性もあります。ただし、前述のとおり効率化は統合・広域化によって自然に現れるのではなく、経営努力を行うことによってはじめて現れることに留意が必要です。施設の統廃合等の効率化に必要な条件を明確にした上で計画的に統合を進める必要があります。 なお、更新・再構築期の水道にあっては、料金収入の自然増が見込めない中で、これまでと同じサービス水準を維持するための施設更新に加えて、水利用者の新たなニーズに対応したレベルアップを図るのに必要な投資の費用を賄うためには、その資金を得るために水道料金の値上げを行わなければならない場合もあります。統合・広域化においても、サービス水準の維持・向上を目指す上では、統合・広域化による効率化で吸収しきれない費用については料金値上げによって資金確保することに水利用者の理解を得ていく場合も考えられます。 水道料金についてはまた、地域性により料金差は考えるものであり、新たな概念の統合・広域化においては、統合・広域化後は必ず一律の料金になるという前提で考える必要は必ずしもありません。ただし、どの程度の格差であれば許容しうるかについて議論することは重要です。」	左のとおり修正。
12	43	同上	統合広域化の効果として、コスト低下の記述を追加する。 統合したらコストを削減でき、それを料金引き下げなどのメリットとして県民が享受できるということを明確に記述する。 ついては、以下のとおり修正する。 上欄のとおり、「…統合・広域化により効率化が図られることで、そうした地域や全体での料金上昇が抑制されるだけでなく、更なる効率化により水道料金の引き下げの効果を県民等の水利用者全体で享受できる可能性もあります。…」と追加。	左のとおり修正。

各委員からの意見

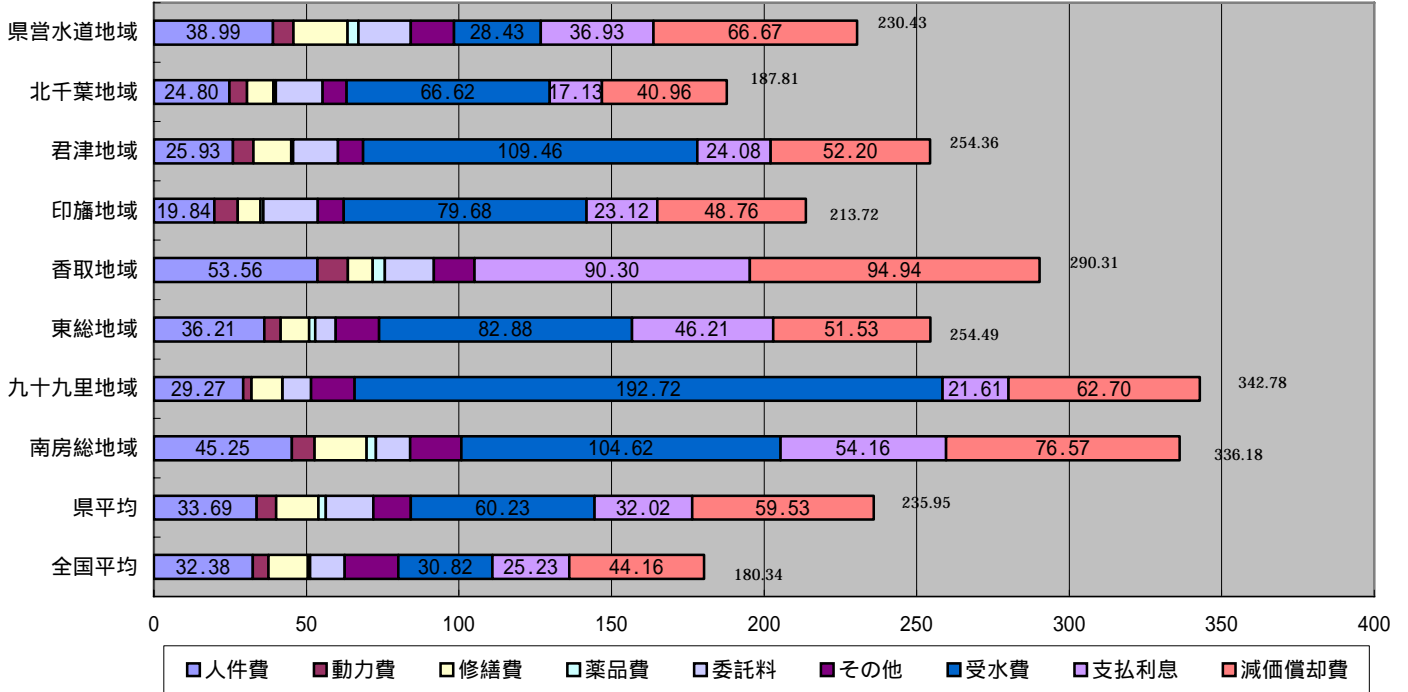
No	ページ	章・項目	各委員からの意見	対応(案)
13	44	5 統合・広域化の基本的な考え方	<p>上記No11において料金を上げる意味や統合・広域化の効果としてコスト低下の記述を修正追加したことに伴い修正する必要がある。 ついては、以下のとおり修正する。</p> <p>「《 水道料金 》 統合・広域化にあたっては、計画的に経営の効率化を進め、一部地域での料金の上昇を抑制すべきと考えます。伴い水道料金が統一・平準化された場合には、一部地域で水道料金(又は受水料金)が上昇する可能性が懸念される一方で、統合・広域化により効率化が図られることで、料金上昇の抑制や料金引き下げの効果を水利用者が享受できる可能性もあります。</p> <p>なお、更新・再構築期の水道にあつては、統合・広域化を行った場合においても、サービス水準の維持・向上を目指す上では、料金値上げによって資金確保することに水利用者の理解を得ていくことも考えられます。</p> <p>また、これからの統合・広域化については、一律の料金になるという前提で考える必要は必ずしもないと考えますありません。」</p>	左のとおり修正。

(別紙1)

【グラフ-9】 水道事業体の給水原価の費用構成及び割合

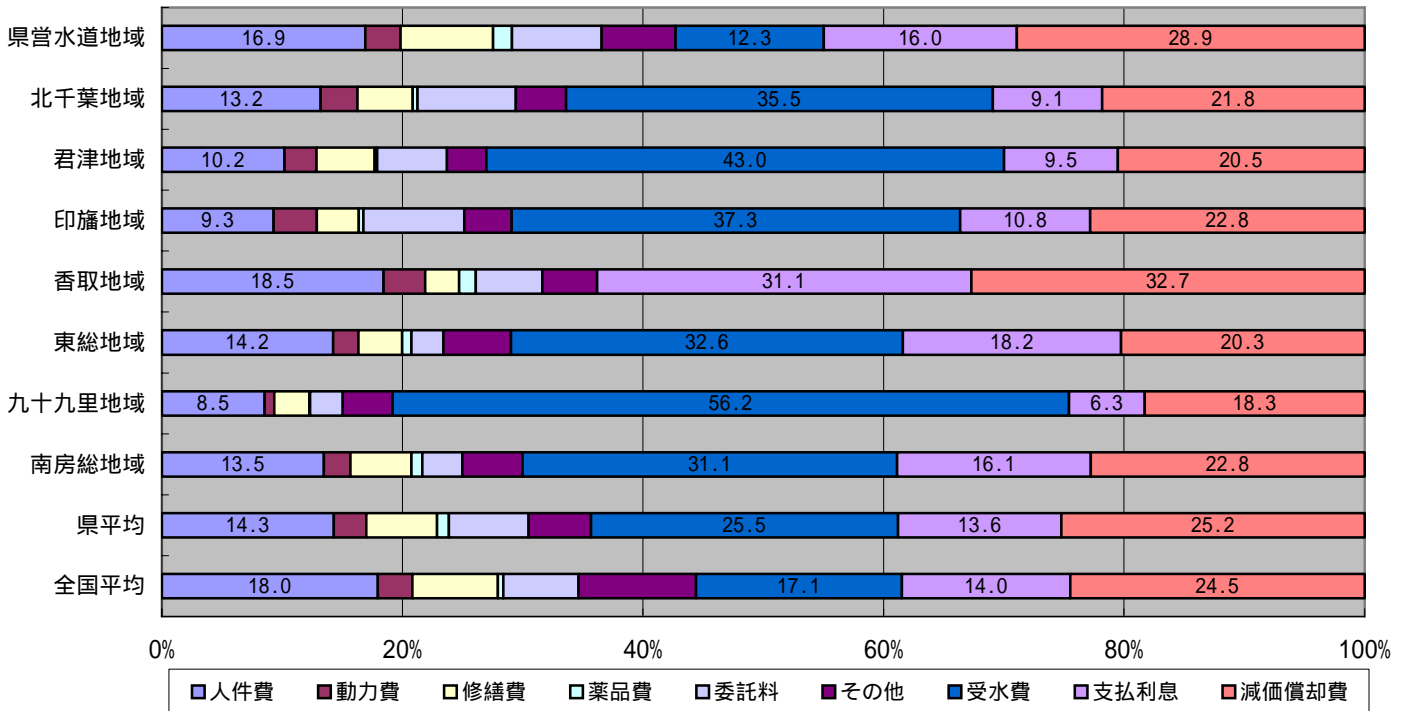
県内8地域ごとに水道事業体の給水原価の費用構成内訳を示したものです。どの地域においても受水費、減価償却費、支払利息に要する費用が大きい割合を占めていることが分かります。

費用構成 (円 / m³)



* 出典：「平成15年度公営企業決算統計（総務省）」より作成。

構成割合 (%)



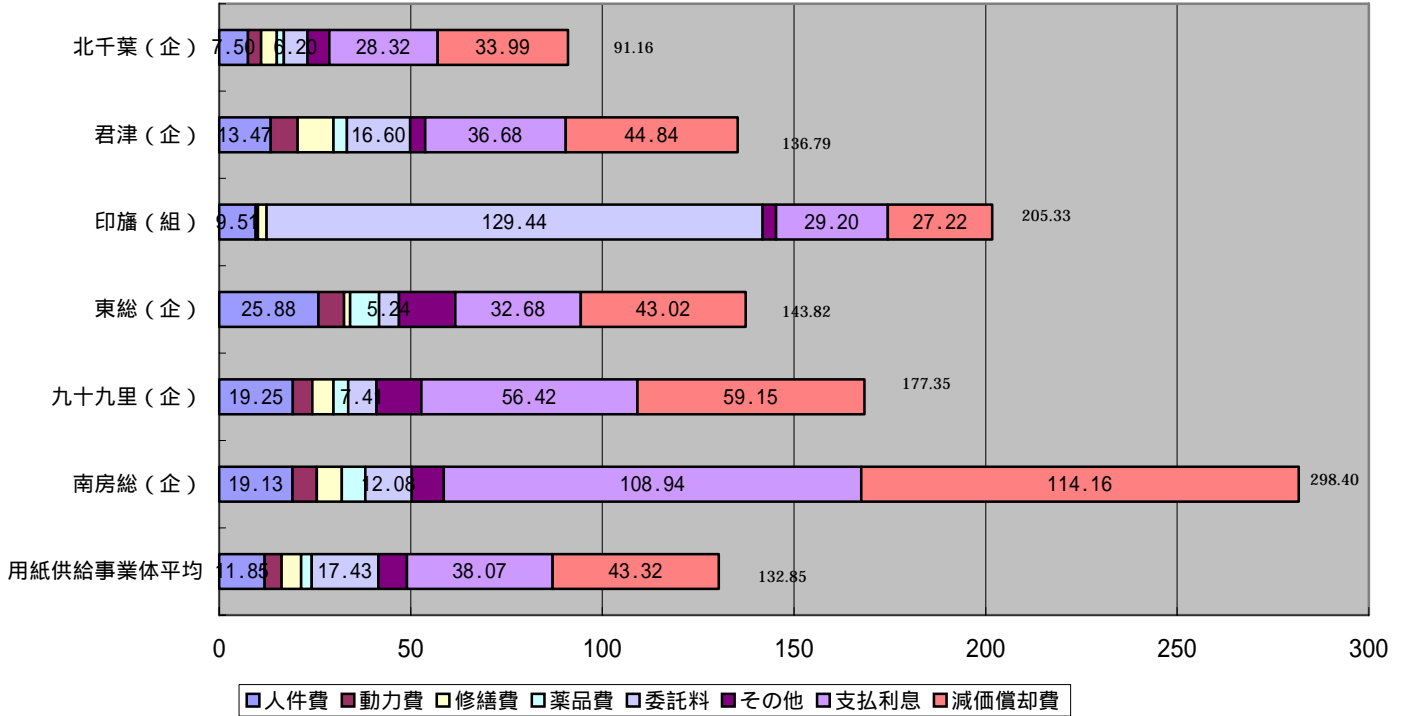
* 出典：「平成15年度公営企業決算統計（総務省）」より作成。

(別紙 2)

【グラフ - 10】 水道用水供給事業体の給水原価の費用構成及び割合

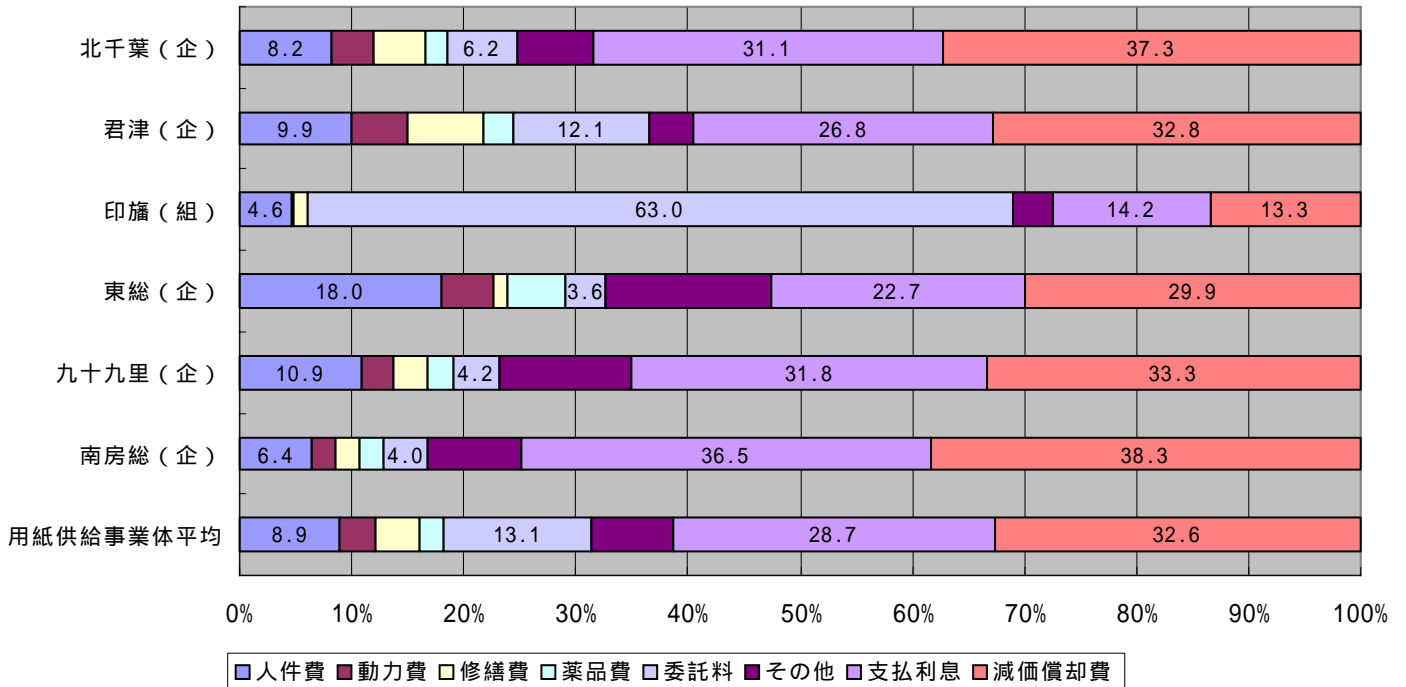
県内の水道用水供給水道事業体の給水原価の費用構成を示したものです。水源から遠い九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団では減価償却費と支払利息が特に高くなっています。なお、県営水道に浄水加工委託をしている印旛郡市広域市町村圏事務組合では委託料が占める割合が一般の企業団に比べると大きくなっています。

費用構成 (円 / m³)



* 出典：「平成15年度公営企業決算統計（総務省）」より作成。

構成割合 (%)

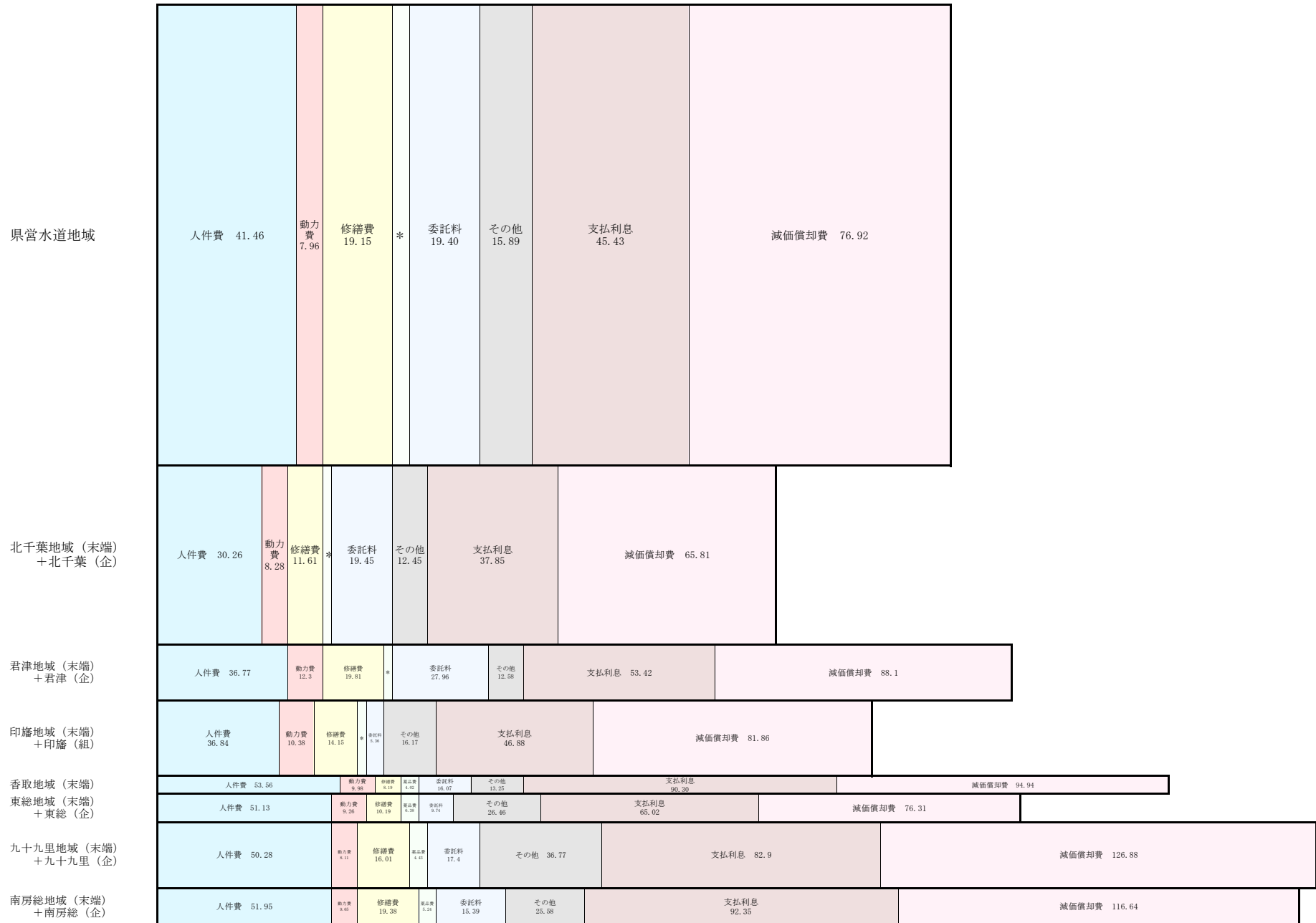


* 出典：「平成15年度公営企業決算統計（総務省）」より作成。

(別紙3)

【グラフー】費用に占める投資的経費の割合

【グラフー11】を基にタテ幅に有収水量を反映したもので、投資的経費が視覚的に理解できます。
給水原価の費用構成(末端給水事業体+用水供給事業体) (円/m³)



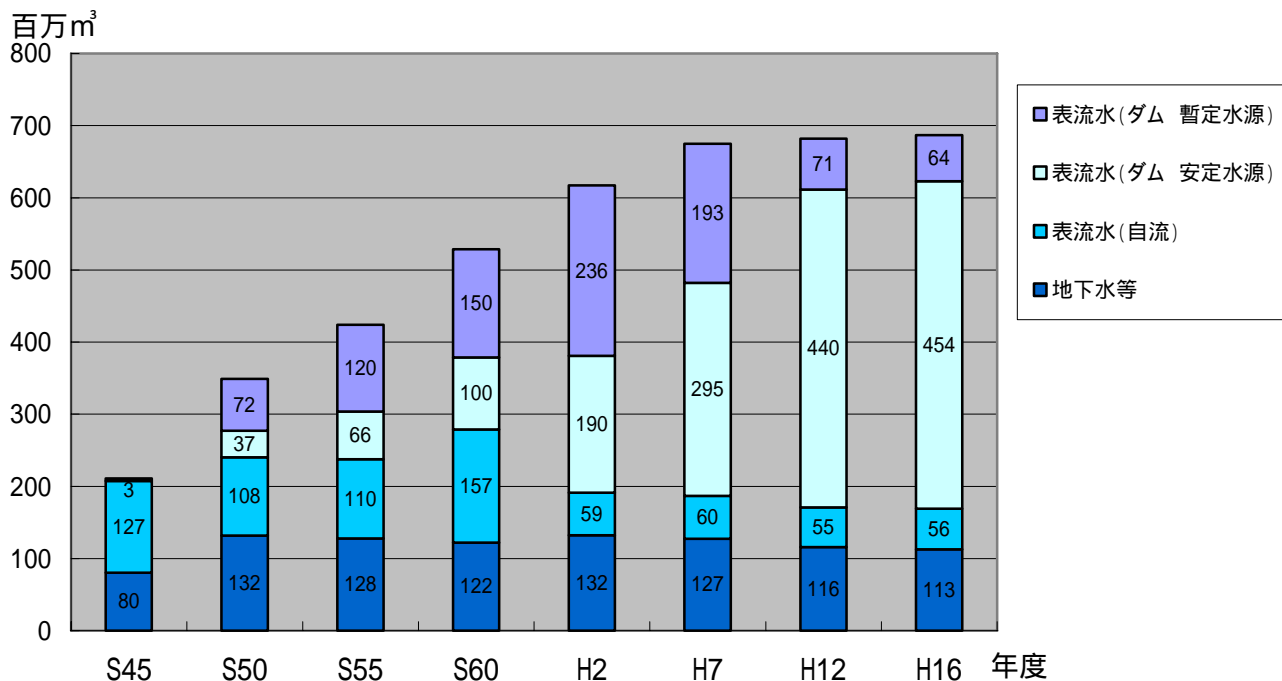
* 公営企業決算統計(平成15年度実績)を基に作成。

(別紙 4)

【グラフ - 】 水道の水源別取水量 (上水道事業及び水道用水供給事業)

平成 16 年度における年間取水量は、約 6 億 8 千万 m³ であり、その水源内訳は、利根川水系が約 4 億 7 千万 m³ (全取水量の 69.3%)、県内河川が約 1 億 m³ (同 14.3%)、その他地下水等が約 1 億 1 千万 m³ (同約 16.3%) で、全体の約 3 分の 2 を利根川水系から取水している。

水道水源はダム開発への依存を強めており、平成 16 年度には安定及び暫定水源を含めて、全取水量の 75.4% (うち安定水源 66.1%) を占めている。



*表流水(ダム)のうち、昭和50年度から昭和60年度の水量は水利権水量により按分した推定値。

年間取水量の内訳

年間取水量 686,696千m ³			
表流水 574,103千m ³ (83.6%)		地下水等 112,593千m ³ (16.4%)	
利根川水系 475,801千m ³ (69.3%)		県内河川 98,302千m ³ (14.3%)	深井戸 112,169千m ³ (16.3%)

浅井戸・その他
424千m³(0.1%)